

基勞補発第0703001号  
平成15年7月3日

都道府県労働局  
総務部（労働保険徴収部）長  
殿  
労働基準部長

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

法人の代表者その他の役員（以下「代表者等」という。）の業務に起因した災害については、健康保険と労災保険のいずれの保険からも給付を受けられない場合がある。

この問題に対処するため、今般、別添のとおり保険局長及び社会保険庁運営部長から地方社会保険事務局長あてに通知が発出され、一定の要件に該当する代表者等の業務に起因した災害については、労災保険の特別加入者等労災保険から給付を受けられる者を除き、健康保険による給付の対象とすることとされたので、了知されたい。

なお、別添の記の2についての労働基準行政における対応については、おって通知することとしているので、併せて了知されたい。



(参 考)

保発第 0701001 号  
庁保発第 0701001 号  
平成 15 年 7 月 1 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

社会保険庁運営部長  
(公印省略)

#### 法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付も行われ

ない。  
しかしながら、極めて小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられること等を踏まえ、当面の暫定的な措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

#### 記

##### 1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が 5 人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき者に対しては給付を行わないこと。

このため、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び法人の登記簿に代表者である旨の記載がない者の業務に起因して生じた傷病に関しては、労災保険による保険給付の請求をするよう指導すること。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、法人の代表者等は、事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にないことから、法第108条第1項の趣旨にかんがみ、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること。

〔 写送付先 社会保険事務所長  
地方社会保険事務局事務所長 〕